

国税だより（令和7年8月発行分）

○ 国税庁経験者採用試験受験者募集

人事院と熊本国税局では、国税庁経験者採用試験の受験者を募集します。

国税庁経験者採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校において、3か月間、職員として必要な専門知識を修得するための研修を受講することになっています。

その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。

受験申込受付期間は、令和7年7月下旬から8月中旬を予定しています。

受験資格等の詳細は、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAV I）をご覧ください。熊本国税局人事第二課試験研修係（電話096—354—6171 内線6046）へお問い合わせください。

国税だより（令和7年8月発行分）

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

（注）1 税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

2 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

都道府県	内部事務のセンター化の対象署	業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター ※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
大分県	大分、中津、日田、佐伯、宇佐	熊本国税局業務センター大分事務室	
宮崎県	宮崎、延岡、日南、小林	熊本国税局業務センター宮崎事務室	
鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	熊本国税局業務センター鹿児島事務室	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](#) [検索](#)）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/ji>）

国税だより（令和7年8月発行分）

○ マイナンバーカードの積極的な利活用について

マイナンバーカードは、健康保険証や運転免許証として利用できるほか、オンラインによる税務手続や行政手続、コンビニで各種証明書を取得する際など、様々な場面で活用されています。

なお、国税当局では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、各種手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。

例えば、所得税の確定申告や年末調整手続の際に、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただきますと、控除証明書などのデータが確定申告書や控除申告書に自動入力されるので、集計や入力の手間が不要となり、計算誤り等も防止されるというメリットがあります。

マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご活用いただき、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は早めの取得をお勧めいたします。

また、令和7年度は、多くの方のマイナンバーカードと電子証明書の有効期限到来による更新が見込まれています。

有効期限を過ぎると、健康保険証としての利用、オンラインによる税務手続や行政手続などに影響するため、忘れず更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

マイナポータル連携に関する詳細は、国税庁動画チャンネル (<https://www.youtube.com/watch?v=DY4enpIN2q0>) をご覧ください。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー 総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 **050-3818-1250** その他のお問合せ **050-3816-9405**

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について **0120-0178-26** 通知カード、マイナンバーカード **0120-0178-27**

Inquiries about Social Security and Tax Number System. Inquiries about Notification Card and Individual Number Card

マイナンバーカードの申請方法は
こちら 

<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

○ 税務関係書類へのマイナンバーの記載と本人確認

個人の皆さまが税務署へ申告書や申請書等を提出する際には、毎回、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、e-Taxを利用して申告書や申請書等を提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となりますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ (<https://www.nta.go.jp> 又は 国税庁 検索) にある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

国税だより（令和7年8月発行分）

○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ

0 5 7 0－0 0－5 9 0 1^{コ ク ゼ イ}（全国一律料金）

受付時間 平日8：30～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

○ キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、税務署の窓口に行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。

納 税 手 続	概 要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。 ※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	e-Taxを経由して「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

詳しくは、こちらの国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0 5 7 0－0 0－5 9 0 1 ※ナビダイヤル

国税だより（令和7年8月発行分）

○ 財産を相続したとき

亡くなられた人（被相続人）から相続、遺贈や相続時精算課税制度に係る贈与によって財産を取得した相続人等の課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000万円＋（600万円×法定相続人の数））を超える場合、その財産を取得した相続人等は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内に相続税の申告・納税をする必要があります。

なお、相続税の課税価格は、相続や遺贈によって取得した財産の価額と相続時精算課税適用財産の価額の合計額から債務・葬式費用の額を差し引いて、暦年課税に係る被相続人からの贈与財産（令和7年相続開始分については、相続開始前3年以内の贈与財産）の価額を加算して計算します。

国税庁ホームページには、法定相続人の数や個別の財産・債務の金額等を入力することにより、相続税の申告手続の要否について判定することができる「相続税の申告要否判定コーナー」が開設されていますので、是非ご利用ください。

詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）又は 国税庁 検索 をご覧ください。

※ 税務署での個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、あらかじめ相談日時等を予約していただいております。